支給します 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を

受給には手続きが必要です

①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割 が非課税である世帯

市から確認書類が届きます。必要事項を 記入し、申請期限までに返信してくださ い。期限までに提出がない場合は支給を辞 退したとみなします。

発送予定日 2月15日(火)

申請期限 5月31日(火)

その他 確認書類は令和3年12月10日時 点で住民登録のある市区町村から 送付されます。

②家計急変世帯

家計急変世帯の方は申請が必要です。詳 しくは広報ほのか4月号でお知らせしま す。

申請期間 3月16日(水)~9月30日(金)

その他 申請時点で住民登録のある市区町 村に申請してください。

3年度住民税非課税世帯および家 響が長期化する中、 ①世帯全員の令和3年度分の住 活・暮らしを支援するため、 計急変世帯の方へ給付金を支給し 次の ず れかに該当する世 速やかに生 令和 民

税均等割が非課税である世帯

家計急変世帯とは ②家計急変世帯 1世帯当たり 10

新型コロナウイルス感染症の影

れる世帯を言います。 響を受けて家計が急変し、 できません。 税非課税世帯分との重複の申請は 世帯と同様の事情にあると認めら 新型コロナウイルス感染症 なお、 非課 住民 0) 税

929985876

します。 次の計画についての意見を募集

提出方法

対象 市内在住・

在勤・

在学の・

住所、氏名を記入の上、 次の

①持参 提出してください。

②FAX ③メール

④郵送 ※口頭や電話による意見は受け けできません。また、お寄せい ただいた意見に対する個別の

計画の閲覧方法と閲覧場所

答は行いません。

ホームページ、各担当の窓口

重要な施策・計画などを策 定する中で、その案を公表 し、皆さんからの意見を募集 します。提出された意見を考

パブリックコメント制度

から④のいずれかの方法で担当へ 慮し、意見に対する市の考え 方をお知らせします。

計画(案)	期間	担 当	
新城市地域 公共交通計画(案) 11D 583895032	2月2日(水)~ 25日(金)	行政課公共交通対策室 III.22 - 9901	
第3次新城市 農業基本計画(案)	2月18日(金)~ 3月18日(金)	農業課 TEL23 - 7632 FAX23 - 7047	
新城市民病院公立 病院改革プラン(案)	2月4日(金)~ 3月5日(土)	市民病院総務企画課 TL23 - 7852 FAX22 - 2850 メール byouin@city.shinshiro.lg.jp 〒441 - 1387 字北畑32番地1 新城市民病院総務企画課宛	

市の計画にあなたの声をお聞かせください **~パブリックコメント制度~**

場所

期間

年税額

2,000円

2,000円

2,400円

3,700円

3,600円 3,600円

6,000円

2,400円

5,900円

時間

始まりました マイナポイント第2弾が

$\overline{\mathrm{ID}}$ 268517554

していない方も間に合います! ▽情報政策課 マイナンバーカードをまだ取 バーカードを申請してくだ まだ取得していない方全員 マイナポイント5千円分を 9月末までにマイナン TEL 23 · 7 6 7 2)

※第1弾に申し込んだ方で、上限

5千円分までポイントを取得し

申込支援コーナーを設置しています までポイントが付与されます。 ていない方は、1月以降も上限 令和5年2月末まで ビスのカー るキャッシュレス決済サー 者証明用電子証明書の暗証 く午前9時 土・日曜日および祝日を除 市役所本庁舎1階総合案内 マイナンバ (数字4桁)、申込をす ドや必要なID] から午後5時 カード、 用 ま

■原動機付自転車・小型特殊自動車など

50cc超90cc以下

90cc超125cc以下

50cc以下

ミニカー

小型二輪車(250cc超)

軽二輪車(125cc超250cc以下)

農耕作業用

原動機付 自転車

被けん引車

小型特殊

自動車

車種区分

令和4年度軽自動車税

日現在、 納めた税金を還付することはありま などを所有する方に課税されます。 で廃車手続きをした場合でも、 |軽自動車などをお持ちの方へ 軽自動車税 (種別割)

税対象となります。同様に年度途中 途中で登録した場合は翌年度から課 月割課税制度がないため、年度の 軽自動車や原動機付自転車 は、4月1 既に

公道を走行しない場合でも、所有し

した場合は手続きをお願いします。

ていれば軽自動車税

(種別割)

の申

|新規登録・名義変更・廃車の手続

軽自動車などを取得、 きはお早めに

は、 告が必要です。 原動機付自転車・ 廃車の事由に該当しません。 一時的に使用しないなどの事由 小型特殊自 動 車

■軽自動車(三輪・四輪)

そのほか (フォークリフトなど)

車種区分		年税額(最初の新規検査年月日により異なる)				
		平成27年3月31日 以前に最初の新規検査	※1平成27年4月1日 以後に最初の新規検査	※2平成21年3月31日 以前に最初の新規検査		
三輪		3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円		
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円		
軽四輪 貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円		
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円		

※1税率の特例(グリーン化特例)に該当する車両は税の軽減があります。 ※2最初の新規検査から13年を経過した車両には重課税されます。

新担登録・夕恙変面・廃車の手続き提所

■机況豆琢・石我を史・焼羊の十続で場所							
車 種	届出先	必要なもの					
原動機付自転車 (排気量125cc以下)	税務課	新規登録:販売証明書または譲渡証明書 名義変更:譲渡証明書、標識交付証明書 廃 車:ナンバープレート、標識交付証明書					
小型特殊自動車 (農耕作業用・そのほか)	TEL23 - 7615						
軽二輪車 (排気量125cc超250cc以下)	中部運輸局愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所						
小型二輪車 (排気量250cc超)	型個目數平模目亞歐爭物所 TEO50 - 5540 - 2049	事前に届出先に 確認してください。					
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所 TELO50 - 3816 - 1771						

▽税務課